

## 令和4年度 公園の指定管理者の選定委員会 議事録

1 日 時 令和4年10月19日(木) 13:30~16:00

2 場 所 旧高宮貝島家住宅 高宮南緑地 洋室

### 3 会議次第

第1号議案 令和3年度の事業評価について

第1号議案について、原案どおり承認された。

第2号議案 高宮南緑地における今後の事業評価について

第2号議案について、原案どおり承認された。

### 4 議事要旨 (○:委員長、委員 △:事務局)

出席委員 6名

傍聴者 1名

○ <開会、資料確認、会議の公開説明・傍聴者有無報告>

第1号議案「令和3年度の事業評価について」事務局より説明をお願いします。

#### 第1号議案 令和3年度の事業評価について

△ <1号議案の説明>

○ 1号議案について、A~Eの5段階評価、特に評価すべき点、次年度に向けて改善すべき点など、委員会の意見はないか。

○ 全体的な印象としては、指定管理者が入れ替わった公園の評価が高く安心した。特に3庭園を1事業者で管理することは難しいと思ったが、最も高評価となっている。霊園は点数が低いですが、昨年度よりは市とコミュニケーションをとり、課題に取り組んだことは評価できる。

○ ⑫⑬の減点についてだが、舞鶴公園は減点され3点となっており、その理由は連絡遅延によるもの。しかし、評価基準と照らすと2点と考えるし、霊園は2点となっている。理由を伺いたい。

東平尾公園について、自主財源500万円により芝生張替や老朽化施設の改修を実施したと記載があるが、なぜこのような記載があるのか。

最後に霊園の⑦の項目だが、自己評価は10点となっているが、市の評価は4点になっている。前回よりも良くなっているが、自己評価と市の評価の差は気になる。

△ まず霊園について説明する。⑫⑬の減点理由は、報告書の遅延が複数回連続で起きたことや、本来、窓口で総括責任者が勤務する事業計画が実施されなかったこと、マニュアルが未作成であること等である。

自己評価と市の評価の差については、例えば⑦は、機械除草をすると提案されているにも関わらず行われていなかった点、その他項目でもモニタリングで日常的な維持管理についての管理不足が散見されたため、厳しい点数をつけている。

○ 手取り除草はいけないのか。

- △ 手取り除草自体に問題はないのだが、提案事項を実施していないことが問題である。令和2年度から我々も指導しており、現在は改善されてきているが、今回の事業評価対象の令和3年度時点ではまだ十分でないところがある。提案事項が実施されていないことから、厳しい点数となったものである。
- △ 舞鶴公園の⑫⑬を3点に減点した理由は、遅延の回数は少なかったため大きな問題ではないのだが、遅延の結果還付手続きが発生したことが大きい。還付手続きは市民に作業を要すことから、その事案の重大性を考慮して1点減点している。  
東平尾公園の収益による施設改修については、公募において、指定管理業務の一環で得た収益は公園の管理に還元することを定めている。東平尾公園の場合は、Jリーグなどの興行時に物販や飲食店出店の収益が生じるため、その部分を適切に執行した旨を報告されたものである。
- 霊園で生じた自己評価と市の評価の差があったことについては、指定管理者への理解含め、しっかりコミュニケーションをとって解決してほしい。
- 項目にある「団体の財務的基礎」とはなにか。
- △ この項目については、毎年、各事業者から財務諸表を受け取り、市で定めたマニュアルを基に財務状況を確認している。機械的な事項のため委員会での審議事項とはしていないが、市側で財務状況を確認している旨をお知らせするため、事業評価表に記載している。
- 公益財団法人と株式会社では状況が違うと思われるが、格差がないように市でルールを決めて確認しているのか。
- △ そのとおりである。
- 小戸公園と東平尾公園は、僅差でB評価である。小戸公園はアンケート未実施のため減点は理解できるが、東平尾公園は目立った減点要素がないにもかかわらずAからB評価に落ちておりモチベーションが懸念されるがどう考えているか。
- △ 5段階の5の評価は、通常の見直しに加え、特出して考慮すべき事項を加点要素として考えている。東平尾公園においては、その特出事項に該当しづらいため標準評価が多かったものである。
- 令和2年度と比べると小戸公園と東平尾公園は83点から84点にあがっているが、評価はAからBに下がっている。業者から不満が出ないように説明はしたほうがよい。
- △ 総合点と評価の関係は今回から見直しているが、この運用については、事前に指定管理者にも説明は行っているところ。引続き、誤解のないよう、またモチベーションを維持できるようにしっかり説明をしていく。
- 小山・FM福岡共同事業体は広報が上手いという話があったが、広報に限らず、良い取り組みは他の指定管理者が取り入れられるような情報共有の仕組みはあるのか。
- △ 指定管理者間の情報共有の仕組みとしては、(公財)福岡市緑のまちづくり協会が主導し連絡会議を開催している。当初は各公園の課題の共有や解決を主目的としていたが、現在は、各公園の特筆すべき取り組みの共有も図っている。
- 良いところを真似しあって、全公園が良くなると思う。
- 非公募で決定している舞鶴公園と東平尾公園については、(公財)福岡市緑のまちづくり協

会に対し、選定時に「民間との連携を深めてサービス向上を図ること」を求めたが状況はどうか。

- △ 舞鶴公園ではイベント誘致の担当職員を配置しているが、新型コロナウイルスもあり、なかなか求められる具体的な事項実現には至っていない。コロナの影響もあり集客イベントに抵抗がある方もおられるため、まずは感染対策を徹底など安全安心なイベント実施の環境を整えるよう注力している。現在では公園でのイベント回数も増えてきており、市も協会と連携しながら、民間との連携を進めていきたいと考えている。

東平尾公園については、アビスパ福岡と連携して事業を実施している。

- 友泉亭のウスギモクセイは、徐々に弱ってきており、管理が難しい樹木となっている。この状況が続けば、指定管理の仕組み上の問題点が内在していると思うので、各公園で情報共有できるとよい。

- △ 樹齢300年を超える友泉亭のウスギモクセイについては、事業概要への記載はないが、樹勢が弱まっていることから、指定管理者が樹木医にも相談しながら殺菌剤塗布や施肥などを樹木医の指導を踏まえて管理している。引続き、市としても状況を見守っていきたい。

その他の公園については特段大きな問題の報告を受けていないが、みどりは公園の顔であり、ベースとなる部分であり、しっかりと樹木管理できるよう、指定管理者と意見交換をしながら管理していきたい。

- ウスギモクセイについては、選定の際、指定管理者には選ばれなかった業者からもっとうまく管理できるといった声があった。指定管理者の選定は、樹木管理だけでなく管理運営を総合的に判断するため、現事業者の管理が本当に適切なのかと思うところもある。樹木の管理という部分に関しても、市内の公園と連携し課題をみんなで共有する場があれば良いと思う。

- 市の学芸員が九州大学芸術工学部内のナツツタを取りに来る。また、鴻臚館があったときには、ナツツタのシロップを提供していたという歴史がある。舞鶴公園の石垣の魅力回復としてクズ等の根絶があげられているが、以前、公園の石垣でナツツタを育てられないかという話をしたことがある。綺麗な石垣を維持することも景観、文化財の面からも重要だが、学芸員と連携しながらナツツタを育てるプログラムというの、サービス向上に繋がってよいのではと考える。

- 霊園の自己評価と市の評価の差が大きいことが特に気になる。これはコミュニケーションだけの問題なのか、他の要素に無理があったのかというところは客観的に考えないといけない。この業者の技術が劣っているということではないだろうし、人員や経費で厳しい面があるのかもしれない。マイナス点を与えて駄目だというだけではいけないと思う。その根本的な問題は市としてどう考えているのか。

- △ 霊園の管理運営は公園の管理と在り方などが少し違う。他の公園と比べ、問合せ内容や事務処理が多いという面で違いがある。従来は市が直営的にやっていた業務を、令和2年度から指定管理を導入しており、市民サービス含め管理水準があがってくることを期待しているが、現状では中々折り合っていない。市役所の中に事務所があり、実務的には毎日情報交換しているので、今後改善されるとは考えている。

- 事務処理の力量不足は業者も認識しているので、向上する努力を続けている。しかし、概要版などで記載されている新規実施項目が元々の提案事業であることもあり、市の認識との相違があると考えている。新規事業の認識の違いが、自己評価と市の評価の差になっているのではないだろうかと予想する。
- 指定管理制度というのは、管理能力があるところに事業を委託する制度であるため、その能力が足りないという話であると、努力では改善できない事業内容ということになると思う。そうであれば、次に選定しなおすときに内容を変えないといけない。霊園の運営業務というのは、通常の公園管理する業者が運営するのは難しいのか。
- 墓地の相談や窓口対応は法律の知識がなければできない。公園の管理というよりは、民法などの法律や窓口業務の知識が必要だと思う。公園は楽しいイベントを求めて来園する人が多いと思うが、墓地の場合はお墓参りに来られる方、納骨で来られる方もおり、来園者への接遇が、公園とは大きく異なる。事業概要にも礼服を着て合葬墓の対応をするとの記載があったとおり、服装一つとっても大きく違う。利用者の方からすれば、市職員なのか指定管理者職員か分からないため、窓口で民法にかかわる相談をされることも多いと思う。造園会社は樹木管理などには秀でているが、接遇のノウハウが不足しているのかもしれない。
- △ 承継などの墓地に関する相談は指定管理者で対応しており、非常に難しい面がある。令和2年度が非常に低い点数になった原因も大きくはそこがあったが、令和3年度は向上している。窓口業務については、令和4年度にかけてより一層熟練してきていると思う。ただし、令和3年度に取得した墓地管理士の免許については、まだ力量が発揮できていないように見受けられることは残念に思う。
- 造園会社は事務処理や窓口業務は専門でないため時間がかかるのかとは思いますが、そのあたりは今後市でも検討していただきたい。
- その他質問がなければ、事務局案のとおりとしてよろしいか。
- 異議なし。
- 事務局においては、令和3年度の事業評価について、速やかにホームページ等で公表するようお願いする。

## 第2号議案 高宮南緑地における今後の事業評価について

### △ 以下内容を説明

- ・当公園は、旧高宮貝島家住宅や特別緑地保全地区に指定される樹林地を有しており、市民に親しまれる公園とともに日本文化を体験できるもてなしや交流、癒しの場を目指し、民間資金と運営ノウハウを導入して整備・管理運営を行う公募を実施し、事業者を決定した。
- ・旧高宮貝島家住宅については、現在の建築基準法に適合しないため、市の登録文化財に指定し建築審査会の同意を得たうえで建築基準法の適用除外を受け、保存活用計画に従い保存改修を行っている。
- ・指定管理の区域は、旧宅(母屋、茶室)、園地や樹林地を対象としており、今後、他公園と同様に事業評価を行っていくものである。

- ・一方、レストランを運営している母屋の一部は管理許可区域と位置づけ、ミュージックホールや迎賓館は民が設置管理する施設であり、指定管理区域の対象外である。
  - ・指定管理区域外の取り扱いについては、公募要項では取組み状況を「指定管理者の選定委員会に報告すること」と定め、評価までは予定していなかった。ただし、事業者の提案事項において、「旧宅や園地と連携した魅力を引き立てる運営」、「幅広い市民利用や市民の方が繰り返し利用したくなる運営」に取り組む旨が記載されており、指定管理部分とも密接した連携する部分もあるため、検証する必要があると考えている。
  - ・当公園の事業評価については、他の公園同様に100点満点であるが、日本庭園や市立霊園等同様に、施設の特色に応じた評価項目の配点としたいと考えている。
  - ・配点を高くする項目は、「⑩配置職員の専門性や職員育成」と「⑱その他」。⑩は、文化財に指定される歴史的施設であり、施設管理も専門性や知識等、職員育成が重要となるため。⑱は、事業者の提案にもあるとおり、旧宅や園地と連携してその魅力を引き立てる運営、幅広い市民利用や市民が繰り返し利用したくなる運営ができているかをしっかり評価すべきと考えるため。
  - ・配点を低くしている項目は、「⑦管理頻度」と「⑭歳入の手引き」。⑦は、一般的な公園を比べ管理面積が狭いこと、また、事業者が自ら運営するレストランもあり当然に充実した管理がされることが想定されるため。⑭は、他の公園と比べて料金の徴収施設が茶室と洋室の2か所のみと少ないため。
- 意見あれば発言をお願いします。
  - 諸室の使用料は、事業評価における「歳入の手引き」の対象外という理解でよいか。
  - △ この公園で利用者から徴収する料金は、市の歳入と事業者の歳入の2つに分けられるが、事業評価における「歳入の手引き」の対象施設は洋室と茶室。
  - ⑦実施協定書に記載されている「管理頻度」とはどのような意味で使われているのか。
  - △ 公募時点の仕様書で定めている除草等の作業回数の意味である。
  - 管理頻度の配点が低いのは、管理面積が狭いため業務量が他公園よりも少ないことが理由か。
  - △ 業務量が少ないためである。
  - △ 民間事業者が自ら営業する部分があり、庭の部分についても当たり前管理されるだろうという部分を評価するという評価の仕方は考え方が分かれるところではないか。それ以外の部分でむしろ評価したらどうか。
  - 100点満点のため、どこを重点的に見るかという話である。
  - ⑩の部分为重点的に評価するのは良いと思うが、求めている専門性の方向性や、何を必要な知識として求められているのが不透明。迎賓館的な施設のため、価値を高めるための知識や専門性は必要と思うが、建物の維持管理に知識や専門性が必要なのかと疑問に思う。
  - △ 単に見ただけだと公園の良さが伝わらないため、文化財的価値をしっかりと説明できる職員がいること、来園者に説明できるようなスキルを維持することが大事だと考えている。
  - 先ほど伺った説明でも詳しいと感じた。文化財的価値の概要を説明できれば十分で、学問的な知識までは必要無いようにも感じる。
  - 専門性を評価する必要があるか、という意見であるか。
  - 必要な専門性や資格とは何かということ。高宮南緑地は、博物館のような面も持つが、公園の位置付

けもある。どの面を評価するのか。

- ⑩の専門性は、建物だけが対象か？植栽や茶室の管理も対象なのか。
- △ 指定管理者は造園業者も構成員ともなっているように、建物管理以外に、園地部分や樹林地保全のスキルも重要と考えている。
- 単純に樹木管理するだけだから知識がいないという話ではなく、日本庭園という面や樹林地の知識も必要だから、この項目を10点にしたということか。
- △ 委員指摘のとおりである。
- 日本庭園で求められる植栽関係の資格は何があるのか。
- 具体的な資格としては造園技能士等。
- 緑地保全地区という緑の管理という面もあり10点の配点ということだが、客観的に評価できる資料が準備できるよう事業者との調整をお願いしたい。
- それでは、第2号議案については、事務局案のとおりということとする。
- △ 以上で議案についての審議は終了とする。これを以て、令和4年度の公園の指定管理者の選定委員会を終了とする。